八街市建設工事等契約事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年９月３０日

八　街　市　長　　北　村　　新　司

八街市告示第３２６号

八街市建設工事等契約事務取扱規程の一部を改正する告示

八街市建設工事等契約事務取扱規程（昭和６０年告示第３７号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号中「注；設計図書及び契約書（案）を添付すること。」及び「注１　設計図書及び契約書（案）を添付すること。

２　設計金額１０万円未満の場合は、財政課決裁を必要としない。」

を削る。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。